

# **稻沢市教員の多忙化解消プラン**

平成29年12月

稲沢市教育委員会  
稲沢市小中学校長会

## 策定の趣旨

今日、教員の多忙化が大きな社会問題となっています。愛知県教育委員会が平成28年度に実施した勤務時間外の在校時間調査によると、11月の1か月において、小学校では12.6%、中学校では38.6%の教員が勤務時間外の在校時間が月80時間を超えるという結果が出ました。稲沢市においては、小学校では10.4%、中学校では39.2%となっており、小学校では若干県の数値を下回っていますが、中学校では県より高い数値を示しています。

国は学校における働き方改革を進めており、愛知県教育委員会でも、平成29年3月に「教員の多忙化解消プラン」を策定しました。その中で、愛知県教育委員会は、「教員の長時間労働を改善し、教員が誇りや情熱を失うことなく、意欲・やりがいを高め、健康で充実して働き続けることができるようにしていくことは、教員が一人ひとりの子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要な課題である。」とし、このため、「市町村教育委員会、学校とともに、教員が学習指導、生徒指導などの本来的な業務に専念できる環境づくりを進める。」と述べています。

稲沢市教育委員会及び稲沢市小中学校長会では、県のプランを踏まえ、教育委員会及び各学校における取組を明らかにし、「稲沢市教員の多忙化解消プラン」を以下のように策定しました。

なお、このプランでは、短期・中長期的に具体的な取組を示し、今後とも教育委員会と学校が一体となって検討を進め、教員の多忙化解消を推進していきたいと考えています。

### 1 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

#### (1) 教育委員会における取組

- ・ 教員の多忙化解消に向けた取組について、保護者や地域の理解が得られるよう努める。
- ・ 月ごとに、教員の在校時間を的確に把握し、記録等を確認し、必要に応じて長時間労働を改善するよう指導する。
- ・ 夏季休業中に県の「会議、行事等を行わない期間」に合わせて取り組んでいる学校閉校日を継続する。
- ・ 正確な在校時間管理のために、出退勤時間記録の電子化をめざす。
- ・ 総括安全衛生委員会を開催し、市内の小中学校に勤務する教職員の安全及び健康の確保とともに、快適な職場環境の形成を促進する。

## (2) 各学校における取組

- ・ 出勤時間と退勤時間を毎日正確に記録し、確実に把握する。
- ・ 勤務時間外の在校時間が月 80 時間を超える教員に対しては、その事情をよく吟味し、一部の教員に過重な負担がかかることのないように、仕事の分担の見直しなど、適切な措置を講じる。
- ・ 学校の開錠時間を早くとも 7 時、施錠時間を遅くとも 20 時となるよう努める。
- ・ 定時退校日を月 2 回以上設定し、月の計画に位置付ける。
- ・ 長期休業中は、定時退校を徹底する。
- ・ 学校安全衛生委員会を開催し、長時間労働の是正に向けた労働安全衛生管理を進める。

## 2 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

### (1) 教育委員会における取組

- ・ 教員が教育活動により専念できる体制をめざし、学校事務の共同実施の更なる推進を図る。
- ・ 各種会議で、学校マネジメントについての研修を行う。

### (2) 各学校における取組

- ・ 校長のリーダーシップの下、時間の有効活用やワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた教員の働き方に対する意識改革を図る。
- ・ 学校事務を共同実施する中で、事務職員の学校運営参画を積極的に進める。

## 3 部活動指導に関わる負担の軽減

### (1) 教育委員会における取組

- ・ 中小体連、競技団体、文化団体の事業等のあり方について、児童生徒や教員の健康に十分配慮した大会や活動となるよう主催団体に働きかける。
- ・ 国や県の動向を踏まえ、部活動指導員の活用を積極的に進める。
- ・ 朝の活動は、取り扱いについて検討を進める。

## (2) 各学校における取組

- ・ 中学校の部活動は、土曜日・日曜日については、いずれかを休養日とし、活動する場合は、原則半日とする。なお、大会への参加などにより、やむを得ず土曜日・日曜日に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。
- ・ 平日の午後の活動は、少なくとも週1日を休養日にする。
- ・ 日没30分前までに、下校できるようにする。夏季においても、下校時刻を遅くとも18時までとする。
- ・ 長期休業中の週休日・休日は、原則休養日にする。
- ・ 小中学校における各部活動（特別クラブ）においては、活動時間、休養日、年間スケジュール等を明示し、保護者に周知する。

## 4 業務改善と環境整備に向けた取組

### (1) 教育委員会における取組

- ・ 会議、研修の精選、研修の見直しを図る。
- ・ 心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ配置の拡充をめざす。
- ・ 給食費の会計業務を学校業務から切り離し、市教育委員会での一括管理をめざす。
- ・ 学校環境整備等のためのスタッフの配置・拡充をめざす。

### (2) 各学校における取組

- ・ 会議、研修の精選を図る。
- ・ 学校徴収金の口座引き落としを、全小中学校で実施するよう努める。
- ・ 校務支援システムの効率的な運用を図り、本来の業務に専念できる時間を確保する。さらに効果的な運用の検討を進める。